平成２９年（フ）第６９５号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地５―206
債務者　とみなが塗装こと　富永　敏治
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
兵庫県芦屋市高浜町８番１―1124号
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市食満５丁目15番５号　安田マンション201号
債務者　中川　保子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４号
広島県尾道市正徳町20番２号　砂田ツル代方
債務者　水戸川悦子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１３５号
愛媛県松山市立花２丁目８番８号　マリノステーション502号
債務者　松尾　　靖
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３６号
愛媛県伊予市下三谷3664番地５
債務者　重松こづえ
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８号
愛媛県松山市住吉１丁目５番28号　ロイヤルアネックスベイフロント808号
債務者　山本　悦宏
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
愛媛県今治市東門町２丁目５番地９、前住所松山市祝谷２丁目４番地７
債務者　堂島勝臣こと　裵　　勝美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山300番地１陽之地団地　14―Ｃ棟
債務者　氏原　淳哉
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２４９号
熊本市中央区水前寺４丁目54番10号　アーバンクロス401号
債務者　齊藤　里恵
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
宮崎市大字糸原2272番地11
債務者　古川　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８１号
宮崎県児湯郡都農町大字川北20810番地12
債務者　高田エリカ
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目24番16号ファーストハイツ慈眼寺306号
債務者　河野　武志
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市中山町1837番地４　ガーデンハウス・サンシャイン201号
債務者　泊　　正美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目１番３号
債務者　田中　雅康
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９号
秋田県能代市字機織轌ノ目155番地
債務者　安井　一也
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
秋田地方裁判所能代支部